

## 社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 鳥栖市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の策定に当たり、広く地域住民の意見を反映するため、鳥栖市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉活動計画の立案・策定に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画の調査研究に関すること。
- (3) その他必要な事項。

### (策定委員)

第3条 策定委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから鳥栖市社会福祉協議会会長（以下「会長という。」）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民関係団体の代表
- (3) 関係官公署の職員
- (4) 小中学校長の代表
- (5) 保健・医療・福祉関係団体の代表
- (6) その他、計画策定に必要な者

3 策定委員会の委員の任期は、委嘱をした日から、地域福祉活動計画策定終了までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (運営)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (成果の報告)

第6条 委員長は、策定委員会の所掌事項に係る成果等がまとめられたときは、遅滞なくこれを会長へ報告するものとする。

### (費用弁償)

第7条 委員には、鳥栖市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程に基づき費用弁償を支給することができる。

(補則)

第8条 この要綱に、定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。